

パブリックコメントで提出された意見と市の考え方

「鹿島市空き家等の適正管理に関する条例（案）」に対するパブリックコメントで提出されたご意見とそれに対する市の考え方を以下のとおり整理しました。

【提出されたご意見（※意見は原文のまま掲載）】	【市の考え方】
第２．定義 １．空き家等 （３）敷地内の樹木 ２．危険な状態（３）風雨等や立ち枯れに依る倒木又ははみ出し（枝） （４）カビ、害虫等の発生、雑草の繁茂等に依る衛生面の悪影響 第４．情報提供 危険な状態の判断基準（線引き）は？～常識まかせか？ 具体的に明示すべきではないか？ 又 担当窓口（部署）は？ 以上の記述が必要ではないでしょうか？	「第２．定義」について 本条例は私有財産に対して制限するものであることから、「危険予防」「防犯」の観点から危険な状態にある空き家を解消することに限定しております。 なお、「景観保全」「環境保全」については、「鹿島市の環境を美しく守る条例」「佐賀県美しい景観づくり条例」等により対応できるものと考えております。 「第４．情報提供」について 危険家屋判定基準を設けて判定したいと考えております。 又、相談窓口は総務課で担当いたします。
空き家の適正管理が目的から一歩進んで、資産の再活用に至る施策が必要不可欠と思います。 （例）空き家発生時の届け出制 届け出後の空き家の処理、管理法等を確約させる。又、活用方策の相談受付（売却、賃貸、解体更地等税制面の支援含む） 空き家ゼロを目指し、積極的な活用でＵ、Ｉターン者を募集し、人口減少の歯止の一環とする。	危険な状態の空き家を対象としていることから、活用できるものではないと思われます。ご提案の案件については、「空き家バンク」へのご登録により活用して頂きたいと考えております。